

◎新潟県告示第288号

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（平成25年3月新潟県告示第372号）を次のとおり改め、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数
(略)			(略)		
新座	1号棟	1.0000	新座	1号棟	0.9880
(略)			(略)		
横町	1号棟	0.9864	横町	1号棟	0.9864
		1.0000			2号棟
	0.9864	2号棟	0.9864		
	1.0000				
(略)			(略)		